

## 【表紙】

# 大阪市立大学

## 1. 研究におけるマネジメント

(1) 大学として実施している現状把握・分析としての評価（アセスメント）とその利用

○アンケート「大阪市立大学の分析」の取りまとめ

○自己点検結果の分析による現状把握

(2) 研究戦略とこれに係る評価

○3つの重点戦略の設定

(3) その他の特徴的な研究推進の取組

○10年後の大阪市立大学の姿を見据えたマネジメント

○研究推進本部の設置

○その他の研究推進機構の設置

・複合先端研究機構

・都市研究プラザ

○その他の取組

・新産業創生研究に関する規程

・特定研究奨励費制度

※大阪市立大学の特色を明確にする研究に対して全学的視点から重点的予算配分を行う戦略的研究(重点研究、都市問題研究、新産業創生研究、特定研究奨励費)については、平成24年度に新重点研究、萌芽研究、若手研究として再構築されている。

## 2. 大学として実施されている主な評価

(1) 研究評価

(2) 組織の自己点検・評価

(3) 教員の個人評価

## 3. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

《参考情報》

## 大阪市立大学における研究評価について

大阪市立大学では、3つの重点戦略を設定し、「都市科学」の研究、戦略的研究経費の再構築によるインセンティブの付与、特定研究奨励費制度の設定などを実施している。また、10年後の大学の姿を見据え、研究推進本部、複合先端研究機構、都市研究プラザなどの機構を設置するなどによるマネジメントを行っている。

### 1. 研究におけるマネジメント

(1) 大学として実施している現状把握・分析としての評価（アセスメント）とその利用

#### ○アンケート「大阪市立大学の分析」の取りまとめ

第2期中期計画策定に当たって、高等学校、予備校、進路先の企業、在学生等に対してアンケートを実施し、「大阪市立大学の分析」として取りまとめている。これにより、ステークホルダーである企業や高校からみた大学の位置付け、イメージ像などを分析している。

#### ○自己点検結果の分析による現状把握

2. 大学として実施されている主な評価（3）教員の個人評価 において記述。

(2) 研究戦略とこれに係る評価

#### ○3つの重点戦略の設定

大阪市立大学では、次の3点を重点戦略として定め、取り組んでいる。

- ① 大阪市のシンクタンク、「都市科学」分野の教育・研究
- ② 専門性の高い社会人の育成
- ③ 国際力の強化

また、各戦略を効果的に実施していくに当たって、総合大学のメリットを活かす、運営方針に沿って選択と集中を行う、一体感のある大学運営を行う、取組の具体的内容を分かりやすく発信する、といった視点を踏まえることとしている。

上記の重点3戦略を担う主な取組としては以下のものが挙げられる。

#### ① 大阪市のシンクタンクとしての「都市科学」分野の教育・研究について

##### ○理系と文系の垣根を越えた「都市科学」研究

総合大学としての大阪市立大学のメリットを最大限活用し、市民生活の各場面、市政の各分野に複合的に関わる総合的な「都市科学」に対して、都市研究プラザや複合先端研究機構により都市問題・都市環境研究に取り組むなどしている。特に、重点的に取り組む「都市科学」研究として、以下の3つを設定している。

- ・都市型次世代エネルギー研究（人工光合成研究）
- ・都市防災研究
- ・都市の健康科学研究

#### ○戦略的研究経費の再構築

中期的研究推進戦略を策定することで、都市科学研究などの研究に重点化することとしている。また、大学院教育の充実と検討とあわせて若手研究者支援の視点に基づいて配分することとしている。

#### ○地域連携センター（仮称）とシンクタンク窓口の設置

全学的連携の下で、地域連携センター（仮称）とシンクタンク窓口を設置することを通じて、大阪市立大学の貢献を「見える」化し、適切な情報を効果的に発信するために、行政施策や地域への貢献情報の集約化を図り、政策重点課題や複合的な課題に総合大学として多面的に対応する仕組み作りに努めている。

### ② 専門性の高い社会人の育成

#### ○市立中学・高校との教育の連携強化

これまでの高大連携（出前講義等）から一歩進んだ、一貫した人材育成の視点により、学習の動機付けやカリキュラム作成の支援や、中学・高等学校等との具体的な連携に努めている。

#### ○大学院教育の充実

大学院課程の機能を明確化し、教育内容等の充実策を検討・実施している。具体的には、広い視野を養う全学的共通教育、分野横断型の教育研究体制、若手研究者の育成支援、社会人への教育機関としての充実を図り、地域貢献の充実の側面も併せ持つ、といった検討課題に取り組んでいる。

### ③ 国際力の強化

#### ○国際研究交流ネットワークの拠点化

「都市研究プラザ」、「複合先端研究機構」といった現在の国際的研究拠点の発展を目指し、補助金を獲得することにより若手研究者の国際交流を活性化し、大阪市立大学のキャンパスを外国人が集う国際交流拠点とすることで、大阪市の国際力強化に向けて取り組んでいる。

#### ○グローバル人材の育成等

外国語でのコミュニケーション力や異文化理解・活用力を高めるために、初年時、2年次における英語による教育の充実や、グローバル人材を育成するコース等の実施に努めている。

なお、大阪市立大学では、上記3つの重点戦略を分かりやすく効果的に推進するため、

- ・学長のリーダーシップやガバナンスの強化、学長補佐組織の強化により、戦略に沿った一体的な大学運営の実施
- ・副理事長を議長とした広報戦略会議を設け、大学広報室を中心とした戦略的広報に取り組むことにより、大学情報の集中とステークホルダーに応じた的確な発信による「見える」化

の2点の工夫を行っている。

(3) その他の特徴的な研究推進の取組

○10年後の大阪市立大学の姿を見据えたマネジメント

大阪市立大学は、10年後の姿として、

- ・ 高度な教育や先進的で卓越した研究を推進し、積極的に入学したい大学として選ばれ、社会が求める人材育成の成果が見える大学
- ・ 都市の諸問題の解決に向けて積極的に取り組み、大阪市を核とした関西圏の発展や国際化をリードする大学

をビジョンとして描き、それに向け、外国語教育の充実によるグローバル人材の育成や、大学院教育の充実といった具体的プロジェクトに取り組むこととしている。

○研究推進本部の設置

大阪市立大学における研究の基本方針等を検討し施策を推進するため、研究担当副学長を本部長、事務部長を副本部長とする研究推進本部を設置している。同本部は次の事項及びその基本方針について審議及び決定し、具体的な方策を実施することとしている。

- (1) 研究戦略の策定に関する事項
- (2) 特別研究に関する事項
- (3) その他大阪市立大学の研究に関する事項

○その他の研究推進機構の設置

大阪市立大学では、次に挙げる機構を設置し、研究推進を実施している。

・ 複合先端研究機構

地球規模でのエネルギー、資源、生態系など、環境を含めた全人類に係る複合的及び先端的な研究課題に対して、プロジェクト制により研究科横断型で最先端科学・技術を融合して取り組むことにより、学術的・社会的提言並びに人材育成を行い、得られた成果を社会や地域へ効果的に還元することを目的として、複合先端研究機構を設置している。同機構は次に挙げる事業等を実施している。

- (1) 地球規模での環境を含めた全人類に係る複合的及び先端的課題に対する研究及び調査並びに成果の発表
- (2) 研究会、講演会及び国際シンポジウム等の学術的・社会的事業
- (3) 大学院学生の教育・研究支援事業
- (4) 社会、市民に対する先端科学・技術への啓発、研究成果に基づく提言とその情報発信

・ 都市研究プラザ

都市研究の「広場」として学内外の都市研究のネットワークの核となるとともに、地域社会に溶け込んだ活動を通じて都市に関する学術的及び政策的研究を推進し、学術的及び政策的提言並びに人材育成を行うことにより、都市問題の解決及び都市の発展に寄与することを目的として、都市研究プラザを設置している。同プラザは以下に挙げる事業等を実施している。

- (1) 多様な形態の都市に関する共同研究事業
- (2) 国際会議、講演会、シンポジウム等学術及び政策研究交流事業

- (3) 都市研究領域における研究者育成事業
- (4) 都市研究に関する学術出版物の刊行
- (5) 海外の都市研究組織との交流及び連携
- (6) 都市文庫、経済研究所文庫、瀬川文庫等の管理及び運用並びに国内外の資料の収集及び整理

○その他の取組

大阪市立大学では、次に挙げる取組を実施している。

・新産業創生研究に関する規程

大阪市立大学の特色を活かし、新たな産業を生み出す芽となる研究及び社会のニーズに応える産学官の共同研究を推進し、社会・産業の発展に寄与することを目的とした新産業創生研究に関する規程を定めている。新産業創生研究の対象となる研究は次のとおりとしている。

- (1) 新たな産業を生み出す芽となる研究
- (2) 事業化が見込まれる企業等事業体との共同研究
- (3) その他新産業創生研究の目的に沿う研究

また、その推進体制や選考手続についても定めている。

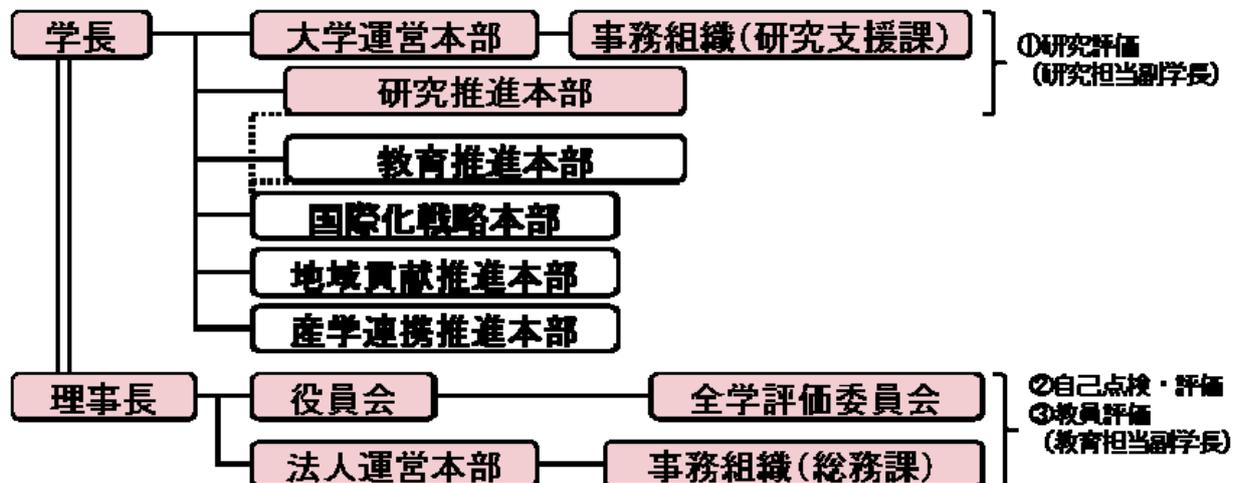
・特定研究奨励費制度の設定

若手研究者に対する次年度の科研費等の採択に向けた実績づくりを支援するため、科研費若手研究A又はBに応募した申請者に対し、申請結果にかかわらず、インセンティブとして一律5万円を基準に配分することとしている。

2. 大学として実施されている主な評価

大阪市立大学では、主に3つの評価（①研究評価、②自己点検・評価、③教員評価）を実施するため、下図のような評価体制を整えている。

大阪市立大学における評価体制図

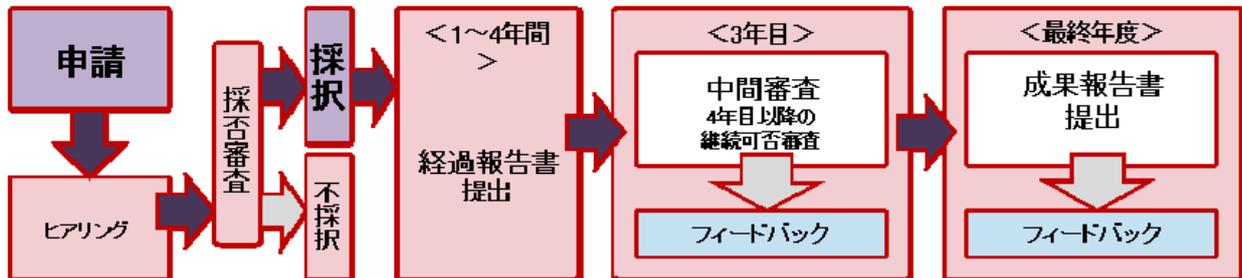


## (1) 研究評価

### <重点研究の評価>

外部のCOEや同等の大型研究に応募する芽を作るという趣旨の下、実施している。各学部から申請し、新規採択課題についてはヒアリングにより評価を実施し、実質的には5年を最長として審査している。採択された課題は経過報告書を提出し、その評価結果に基づき、次年度の配分額を決定している。5年間の計画では3年目に中間評価を実施している。また、最終年度には成果報告書を提出することとしている。

重点研究評価の流れ



### <新産業創生研究の評価>

大阪市立大学の分野が多岐にわたっていることから、理工グループ、医・生・看護学科のグループ、文系グループに分けて申請することとしている。各グループで専門分野の近い教員が審査を行い、AからEの5段階評価を実施し、評価平均点の上位から採択していくこととしている。なお、グループ間で採択件数を案分することにより公平を期すこととしている。

## (2) 組織の自己点検・評価

### <点検・評価の理念>

大阪市立大学では、点検・評価に関する以下の理念を定めている。

第一に、点検・評価は、本学の掲げる理念や目標に基づき、その実現や達成に資するよう、正当な目的をもつものでなければならない。

第二に、点検・評価は、なによりも本学及び構成員の真摯かつ謙虚な自己規律の精神に基づくものでなければならない。

第三に、点検・評価は大学及び構成員の社会的責任の明確化のために、学外者を含む多様な評価者によらねばならない。

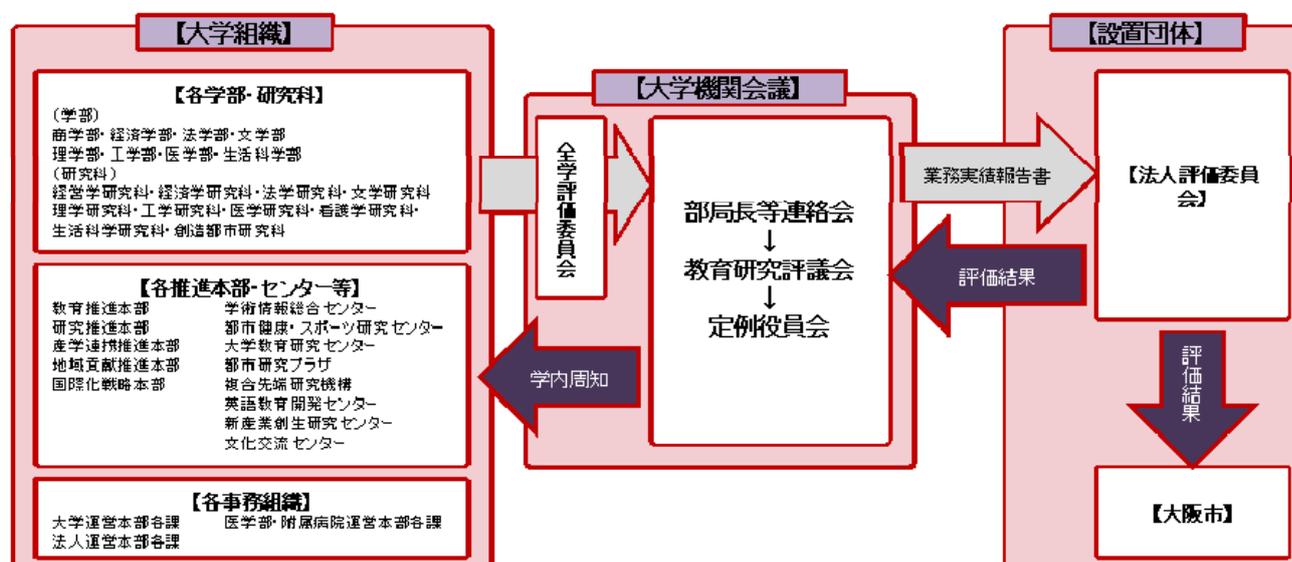
第四に、点検・評価は、透明な過程と正確な根拠によって担保された、公正かつ妥当なものでなければならない。

第五に、点検・評価はそれ自体が最善であり続けるため、点検・評価全体を不断に点検・評価する仕組みを伴わなければならない。

具体的な手法としては、各部局が年度計画を策定し、その内容は全学評価委員会で検討し、次年度の計画へとつなげることとしている。その一部は大阪市の法人評価委

員会報告書として提出され、それにより評価結果が出されている。

### 自己点検・評価の流れ



### (3) 教員の個人評価

大阪市立大学において、以下の目的、分野、方法等により教員評価を実施している。また、その対象は教授、准教授、講師及び助教の「教員」全てとしている。

#### <目的>

教員が自らの活動を持続的かつ自主的に自己認識し、自己改善を図るとともに、他に対する説明責任を果たすことを、点検・評価の目的とする。

#### <分野>

点検・評価の対象を「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」の4分野に区分しており、各分野の重要度や具体的項目については、各部局の適正に応じ、独自に設定することとしている。

#### <評価方法>

各部局において、部局長を代表者とする部局評価組織を立ち上げ、部局長が教員に対して、点検・評価の結果を通知し部局の活性化に活用する。全学評価委員会は各部局の点検・評価結果に対し、その妥当性について最終判断を行う。

### 3. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成23年12月6日に大阪市立大学のマネジメント及び評価担当者との意見交換を実施し、大阪市立大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である小林信一氏（筑波大学ビジネスサイエンス系教授）及び奥居正樹氏（広島大学大学院社会科学部准教授）に同席いただいた。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

## 1. 大学全体について

区分	コメント欄
<p>目標・計画、研究戦略（方向性）の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市立であることから、大阪市のシンクタンクとして「都市科学」を重点に据えた研究推進に取り組んでいる。</li> <li>・ 大阪市立大学は、第2期中期計画（計画期間平成24年度から29年度）の策定中。中期計画策定に関して特徴的な点は、ステークホルダー調査を実施し、それを「大阪市立大学の分析」（23年1月）としてとりまとめたことである。大学を取り巻くステークホルダー（特に志願者である高校・予備校、人材の輩出先である企業群）にアンケート調査を行い、大学に求められる使命等を具体的に確認したうえで策定している点にある。必ずしも研究戦略と関連するわけではないが、自大学の位置づけや外部からのニーズを収集・分析したうえで、中期計画に反映させる取り組みは、長期的視野にたった計画立案に欠かせない取り組みと評価できる。</li> <li>・ 第2期中期計画期間においては、学長のリーダーシップの強化と補佐組織の強化を通じて、重点戦略に沿った大学運営を目指す方向。</li> <li>・ 大阪市立大学は「都市科学」分野の教育・研究に重点を置いており、大阪市をはじめとした都市が抱える様々な課題に対して全学的に対応することに注力している。</li> <li>・ 公立大学の場合は、行財政上、福祉等の事業と同列に高等教育が位置づけられ、昨今は財政事情の悪化により運営交付金が年率5%程度で削減される厳しい状況であった。教職員ともに退職者不補充、キャリアスタッフの採用など総人件費の削減に努める一方、Global COE等の先駆的研究や上述の「都市科学」研究の拡充のため、全学として「重点研究」「都市問題研究」「新産業創世研究」などを公募する。また、次世代の研究支援として、若手研究者に対して「特定研究奨励費」による支援を行うなど、研究経費の戦略的な再編を実施している。このように、大学を特色づける重点テーマと若手研究者の底上げする施策を同時に推進することが特徴となる。</li> <li>・ 学部の壁を越えて全学的な戦略的取組が行われているが、一方で教員個人や部局による自然発生的な研究目標を、大学の戦略的取組へ育成することに焦点を当てている。</li> </ul>
<p>体制・プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「研究推進本部」（本部長は研究担当副学長）を設置。産学連携に関しては「研究推進本部」とは別に「産学連携推進本部」を設置。</li> <li>・ 研究推進本部が全学的な研究の基本方針を統括する。その構成メンバーは、研究担当副学長を筆頭に、文系・理系の研究科長の代表、都市研究プラザ・新産業創生研究センター所長、大学本部事務部長ならびに研究支援・学務企画・病院運営本部企画課長である。外部環境の厳しさが共有されていることもあり、構成メンバー間の意思疎通は密に行われているようである。</li> <li>・ 一方、重点研究などの全学的な研究に対しては、それぞれ運営委員会が設置される。重点研究委員会の構成メンバーは学</li> </ul>

	<p>長、研究推進本部長、各研究科長で組織されている。研究採択の可否および採択された研究の次年度継続の可否はこの委員会が審査する。いわば研究科長が全学と部局を結びつける「リンキングピン」の役割を担う。</p>
<p>研究活動の現状把握 ・分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究推進本部には全学の代表者が参加しているため、学内の動向はおおかた把握できている。</li> <li>・研究者データベースも整備済み。</li> <li>・産学連携推進本部が「研究者・研究シーズ集」をとりまとめている。</li> <li>・全学的な重点研究は学内公募で募集され、その成果は中間発表ならびに最終年度末の成果報告書として伝達される。</li> <li>・教員個人の研究活動の把握という点では、3年に1度提出される「年度活動報告書」によって情報が収集される。収集する情報で特徴的なのは、「その他研究活動」として組織的な研究体制(Global COE、重点研究、科研の研究分担者など)への参加状況を年度ごとに記入させる点にある。この活動報告書は途中年度にあるため入力・更新状況の向上がこれからの課題なのだが、データベースの項目として複数メンバーによる組織的な研究が入力可能という特色を持つ。これは、使い方によっては非公式的なチームによる共同研究を顕在化させることが可能となることから、個人の研究成果に偏りがちなデータベースを強化する取り組みとして参考になると考えられる。</li> </ul>
<p>目標・計画、研究戦略(方向性)を実現するための施策の構築・実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市研究プラザ、複合先端研究機構などの戦略的組織や「重点研究」「都市問題研究」等の学内研究資金配分制度を通じて戦略的な研究を推進。</li> <li>・重点研究をはじめとした全学的な戦略的研究では、3段階のチェック(採否審査、中間審査、成果報告書)が各担当委員会で実施される。ただし、評価モデルの運用はまだ始まったばかりであり、審査に対するフィードバックのあり方については今後の課題として残されている。</li> <li>・大阪市立大学にみる独特の評価施策としては、大阪市の法人評価委員会による業務実績報告書の評価が上げられる。これは第三者委員によるチェックが研究を含めた業績全般になされるものである。これにより計画実現に拍車がかかる一方、過小な目標設定にするなど萎縮する局面もあるなど、あるべき姿を模索する段階にある。</li> </ul>
<p>体制・プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究評価関連は研究担当副学長が所掌。自己点検・評価、教員評価は教育担当副学長が所掌。</li> <li>・研究推進関係では、学内研究資金配分の種類ごとに運営委員会(学長もしくは研究推進本部長が委員長)を設置して事前評価を行っている。複数年にわたる研究課題については経過報告書の審査等を実施。とくに、5年ないし7年間の支援をする重点研究については3年目に中間評価。</li> <li>・重点研究では、採択された研究は毎年度末に経過報告書を提</li> </ul>

	<p>出することが義務づけられ、また中間年度（5年間の研究ならば3年目）で中間審査、最終年度には成果報告書の提出が義務づけられる。審査は上述の通り重点研究委員会が担当する。その審査項目には、職務発明に関するものや外部評価の有無、メディア発表などの情報発信など、研究内容だけに偏らない内容になっていることが特徴となる。この審査結果に対するフィードバックはもっぱら資金配分の調整で行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、複数の研究テーマが採択されるのだが、研究テーマ間における管理ノウハウの共有等に関しては、まだ検討されていない模様であった。</li> </ul>
<p>評価の実施における工夫、特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者データベースを拡充し、教員評価における「年度活動報告書」に自動出力する方式を確立。</li> <li>・教員の個人評価については、すべて部局で対応されている。教員は「個人活動評価（通知）書」を3年に1度記入するのだが、その内容は教育・研究・社会貢献・管理運営の4領域に対する計画を記入し、評価時期にそれぞれの計画に対する進捗状況を記入し、自己評価を行うというものである。ただし、計画の途中変更などは認められるなど、緩やかな規律の下での評価情報として活用されている。当該評価は、研究科長によって部局評価がなされ、教員個人へ通知（フィードバック）される。この際、制度上では面談等による検証・対話が図られることになっているが、実質的には大きな問題が無い限り面談は行われていない。評価工数を削減することに重きを置かれていることが、特徴といえよう。</li> </ul>
<p>施策の効果の検証・改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期中期計画期間には中期的研究戦略を策定し、戦略的研究経費を再構築するとともに、若手研究者支援の充実、予算配分の効果を測定するための評価制度を確立する予定。</li> <li>・重点研究などはプロジェクト期間中であり、施策の効果検証はこれから取り込まれることになる。</li> </ul>
<p>アウトリーチ活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学広報室を平成23年に設置。</li> <li>・地域貢献推進本部が行政や地域への貢献を担当しているほか、今後は「地域連携センター（仮称）」を設置し、ワンストップ化を目指す。</li> <li>・研究活動を通じて、大阪市をはじめとしたシンクタンク・コンサルティング機能を果たすことが大阪市立大学の特徴となる。たとえば、シンクタンク窓口として「地域連携センター（仮称）」を強化する予定だが、そこでは、政策重点課題や大阪市が抱える複合的な課題に対して助言・提言を行うシンクタンク窓口を設け、シングルウィンドウで対応する計画がたてられている。この狙いは大学による市への貢献を可視化することにあり、事業に対する非財務的な効果を一元的に発信するという取り組みで特色がある。</li> </ul>
<p>マネジメント、評価人材養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上述の通り、厳しい事業環境の中、総人件費削減のため、思い切った施策がとられている。特に大阪市から出向する事務職員は出向元に戻しており、プロパーで採用する職員を中心とした組織構造になっている。そこでは、即戦力となる職員</li> </ul>

	<p>を中途で採用することが多くなり、特定の業務に長けた若い人材に偏っている。この大学運営の経験の薄さが大学評価では問題であり、評価人材等、専門人材の養成は喫緊の課題と認識されている。</p>
--	--

## 2. その他のコメント

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政環境の急速な変化に伴って、全学的レベルでの戦略的取組（研究活動等の方向性の同調、象徴的組織、外部から見える「組織」の設置など）が急速に進展している。ただし、必ずしもトップダウンだけでなく、学内にある「芽」やリソースを生かす形で構想されており、「戦略的取組」の手本のような事例となっている。ただし、今後はそれを如何に運営して、成果を上げていくか、という段階へ進むのであり、引き続き注視したい。</li> <li>・ （研究とは直接的関係は弱い）教員削減と教育組織の関係づけについては、国レベルの制度的対応が必要な課題も浮き彫りにしている。今後も国公立大学を中心に教員が削減される可能性は高いので、基本的な考え方、必要な制度的対応を図る必要がある。</li> <li>・ <u>運営費交付金の削減に対応するために、退職教員の不補充等の努力をしてきた。そのような中で、研究活動の重点化と拠点形成は必然であったと思われる。そのためのシードファンドとしての戦略的な研究資金配分は、インターファカルティの研究活動の推進に一定程度の効果を上げており、グローバル COE による都市科学研究の推進のほか、次世代エネルギー研究、都市防災研究、抗疲労研究など、大学が目指す「都市研究」の柱が構築されてきている。</u></li> <li>・ 第1期中期計画期間が本年度で終わることから、次年度以降の第2期中期計画期間において、研究推進、研究評価、教員評価などの体制の見直しや再構築が進むものと予想される。</li> </ul>
--

## 《参考情報》

### 1-1 基本理念

#### 〔建学の精神〕

- ・ 大学は都市とともにあり、都市は大学とともにある（昭和3年 大阪商科大学創設時の大阪市長關一による）

#### 〔理念〕

- ・ 優れた人材の育成と真理の探究という大学としての普遍的な使命を果たす大学
- ・ 都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、その成果を都市と市民に還元する大学
- ・ 地域社会ひいては国際社会の発展に寄与する、市民の誇りとなる大学
- ・ 都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、既成の学問の枠にとらわれない自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を推進する大学
- ・ 市民とともに、都市の文化、経済、産業、医療などの諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現をめざす大学

### 1-2 教員数（平成23年10月1日現在）

教授	299名
准教授	226名
講師	169名
助教	26名
合計	720名

### 1-3 学生数（平成23年10月1日現在）

学部	6,763名
前期博士課程 （修士課程）	1,245名
後期博士課程 （博士課程）	571名
専門職学位課程	149名
合計	8,728名

### 1-4 収入・支出（平成22年度決算）

収入		(単位：百万円)
区 分	金 額	
運営費交付金	13,252	
施設整備費補助金	262	
補助金等収入	501	
自己収入	31,778	
受託研究等収入	1,225	
寄付金収入	980	
長期借入金収入	600	
目的積立金取崩	359	
計	48,957	

支 出		(単位：百万円)
区 分	金 額	
教育研究経費	4,590	
診療経費	14,200	
人件費	24,219	
一般管理費	1,326	
受託研究等経費	1,229	
施設・設備整備費	862	
長期借入金償還金	576	
計	47,002	

#### 1-5 添付資料一覧

- 資料1 大阪市立大学研究推進本部規程
- 資料2 大阪市立大学複合先端研究機構規程
- 資料3 大阪市立大学都市研究プラザ規則
- 資料4 大阪市立大学新産業創生研究に関する規程
- 資料5 公立大学法人大阪市立大学全学評価委員会規程

## ○大阪市立大学研究推進本部規程

平成 18 年 11 月 21 日

規程第 175 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市立大学学則第 2 条第 7 項の規定に基づき、大阪市立大学(以下「本学」という。)における研究の基本方針等を検討し施策を推進するために本学に設置する研究推進本部(以下「本部」という。)の任務、組織その他本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 本部は、役員会等の了承のもとに、次に掲げる事項及びその基本方針について審議及び決定し、具体的な方策を実施する。

- (1) 研究戦略の策定に関する事項
- (2) 特別研究に関する事項
- (3) その他本学の研究に関する事項

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究担当副学長
- (2) 文系研究科長の代表及び理系研究科長の代表
- (3) 都市研究プラザ所長
- (4) 新産業創生研究センター所長
- (5) 大学運営本部事務部長
- (6) 大学運営本部研究支援課長及び学務企画課長並びに医学部・附属病院運営本部経営企画課長
- (7) その他研究担当副学長が必要と認めた者

(本部長等)

第 4 条 本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、研究担当副学長をもって充て、副本部長は、大学運営本部事務部長をもって充てる。

(会議)

第 5 条 本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長がこれを召集し、その議長となる。

2 本部会議は、第 3 条に掲げる構成員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたときは、構成員以外の者に会議に出席を求め、意見を聴取することができる。

4 本部会議において審議及び決定された重要事項については、役員会及び教育研究評議会に提案又は報告するものとする。

5 本部会議の議事運営に関し必要な事項は、構成員の意見を徴した上で本部長が定める。

(事務)

第6条 本部の事務は、大学運営本部研究支援課において行う。

(施行の細目)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、研究担当副学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年11月21日から施行する。

2 大阪市立大学研究推進本部規程(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

## ○大阪市立大学複合先端研究機構規程

平成22年3月31日

規程第90号

(設置)

第1条 大阪市立大学(以下「本学」という。)に複合先端研究機構(以下「機構」という。)を設置する。

(目的)

第2条 機構は、地球規模でのエネルギー、資源、生態系など、環境を含めた全人類に係る複合的および先端的な研究課題に対して、プロジェクト制により研究科横断型で最先端科学・技術を融合して取り組むことにより、学術的・社会的提言並びに人材育成を行い、得られた成果を社会や地域へ効果的に還元することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地球規模での環境を含めた全人類に係る複合的および先端的課題に対する研究及び調査並びに成果の発表
- (2) 研究会、講演会及び国際シンポジウム等の学術的・社会的事業
- (3) 大学院学生の教育・研究支援事業
- (4) 社会、市民に対する先端科学・技術への啓発、研究成果に基づく提言とその情報発信
- (5) 前各号に定めるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 機構に機構長、副機構長、プロジェクト・リーダー、研究員その他必要な職員を置く。

(機構長等)

第5条 機構長は、理事長が任命する。

2 機構長は、機構の事務を掌理するとともに、プロジェクト課題の推進をはかる。

3 副機構長は、本学常勤教員の中から機構長が任命する。

4 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるとき又は機構長が欠けたときに、機構長の職務を行う。

5 プロジェクト・リーダーは、研究員のうちから機構長が指名する。

(研究員)

第6条 研究員は、専任研究員、兼任研究員及び特別研究員からなるものとする。

- 2 専任研究員は、機構所属の教員となる。
- 3 兼任研究員は、本学常勤教員の中から理事長が任命する。
- 4 機構長は、機構の研究事業に継続的に参加する学内外の研究者を、「特別研究員」として指名することができる。

(運営委員会等)

第7条 機構の運営に関する重要事項を審議するため、機構に複合先端研究機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 機構に所属する教員の教育研究活動等に関する事項を審議するため、機構に複合先端機構教員会議(以下「教員会議」という。)を置く。

3 機構の専任教員の採用、昇任、退職等機構の人事に関する事項については、教員会議の議に基づき教育研究評議会の承認を経て、理事長が行う。

(施行の細則)

第8条 運営委員会及び教員会議の組織及び運営その他この規則の施行についての必要な事項は、機構長の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## ○大阪市立大学都市研究プラザ規則

平成18年4月1日

規程第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立大学学則第2条第5項の規定に基づき、大阪市立大学(以下「本学」という。)に設置する都市研究プラザ(以下「プラザ」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プラザは、都市研究の「広場」として学内外の都市研究のネットワークの核となるとともに、地域社会に溶けこんだ活動を通じて都市に関する学術的及び政策的研究を推進し、学術的及び政策的提言並びに人材育成を行うことにより、都市問題の解決及び都市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 プラザは、次の事業を行う。

- (1) 多様な形態の都市に関する共同研究事業
- (2) 国際会議、講演会、シンポジウム等学術及び政策研究交流事業
- (3) 都市研究領域における研究者育成事業
- (4) 都市研究に関する学術出版物の刊行
- (5) 海外の都市研究組織との交流及び連携
- (6) 都市文庫、経済研究所文庫、瀬川文庫等の管理及び運用並びに国内外の資料の収集及び整理
- (7) 前各号に定めるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業

(研究・教育拠点)

第4条 プラザは、前条に定める事業を行うため、必要に応じ学外に研究・教育拠点を設けることができる。

(職員)

第5条 プラザに所長、副所長、研究員その他必要な職員を置く。

(所長等)

第6条 所長及び副所長は、本学の常勤教員のうちから第8条第2項に規定する都市研究プラザ教員会議の推薦に基づき学長が選考し、理事長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、副所長については、必要に応じ公立大学法人大阪市立大学の職員のうちから理事長が任命することがある。

3 所長は、プラザの事務を掌理する。

4 副所長は、本学教職員のうちから理事長が命ずる。

5 副所長は、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、所長の職務を行う。

(研究員)

第7条 研究員は、専任研究員、兼任研究員及び特別研究員からなるものとする。

2 専任研究員は、プラザ所属教員となる。

3 兼任研究員は、本学教員のうちから学長が任命する。

4 プラザの研究事業に継続的に参加する学内外の研究者を「特別研究員」とすることができる。

(運営委員会等)

第8条 プラザの運営に関する重要事項を審議するため、プラザに都市研究プラザ運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 プラザに所属する教員の教育研究活動等に関する事項を審議するため、プラザに都市研究プラザ教員会議(以下「教員会議」という。)を置く。

3 専任研究員の採用、昇任、退職等プラザの人事に関する事項については、教員会議の議に基づき教育研究評議会の承認を経て、理事長が行なう。

(施行の細則)

第9条 運営委員会及び教員会議の組織及び運営その他この規則の施行について必要な事項は、所長の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規程第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日規程第19号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 大阪市立大学新産業創生研究に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市立大学新産業創生研究(以下「新産業創生研究」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新産業創生研究は、大阪市立大学(以下「本学」という。)が、本学の特色を活かし、新たな産業を生み出す芽となる研究及び社会のニーズに応える産学官の共同研究を推進し、社会・産業の発展に寄与することを目的とする。

(研究)

第3条 新産業創生研究の対象となる研究は、次のとおりとする。

- (1) 新たな産業を生み出す芽となる研究
- (2) 事業化が見込まれる企業等事業体との共同研究
- (3) その他新産業創生研究の目的に沿う研究

2 本学は、新産業創生研究の対象となる研究を推進するため、必要な支援を行う。

3 研究への支援期間は、最長5年とする。

(新産業創生研究企画推進委員会)

第4条 新産業創生研究及び産学官連携の推進を図るため、新産業創生研究企画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究推進本部長
- (2) 新産業創生研究センター所長及び副所長
- (3) 専門知識を有する本学教員のうちから学長が指名する教員 10名
- (4) 大学運営本部事務部長
- (5) その他学長が必要と認めた者

(委員会の委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、研究推進本部長をもって充てる。

(委員の任期)

第7条 第5条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第5条第5号の委員の任期は、学長が別に定める。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 新産業創生研究の募集、選考及び採択に関する事項
- (2) 新産業創生研究の調整に関する事項

(新産業創生研究の選考手続)

第9条 委員会は、新産業創生研究の募集要項を定め、学内に募集する。

2 新産業創生研究を実施しようとする者は、募集要項に基づき、委員会に申請するものとする。

3 委員会は、申請された研究を審査し、採択の可否を決定する。

4 委員会は、選考結果について、教育研究評議会に報告するものとする。

(新産業創生研究の評価)

第10条 委員会は、研究の成果について、評価を行う。

2 委員会は、研究の成果の評価を行うときは、専門知識を有する学内外の者の意見を聴くことができる。

(新産業創生研究への支援の中止)

第11条 本学は、前条の評価に基づき、研究への支援を中止することがある。

(実施の細則)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日規程第16号)

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日規程第9号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第106号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月20日規程第54号)

この規程は、平成23年5月23日から施行する。

## 公立大学法人大阪市立大学全学評価委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）が設置する大学（以下「大学」という。）の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究及び社会貢献並びに管理運営に係る活動等の状況について、全学の自己点検及び評価（以下「評価」という。）を行うことを目的として法人の役員会の下に設置する全学評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 評価の方針に関する事
- (2) 評価の分野及び項目に関する事
- (3) 評価の実施に関する事
- (4) 評価結果の公表に関する事
- (5) 評価の活用方法に関する事
- (6) 外部評価の実施に関する事
- (7) その他評価に関する事

2 委員会は、必要があると認めるときは、法人又は大学の他の委員会等に対し、協力を求めることができる。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
- (2) 各研究科、都市健康・スポーツ研究センター及び学術情報総合センターから選出された教員各1名
- (3) その他理事長が必要と認める者

2 前項第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、重任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に定める理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、法人運営本部総務課において行う。

(施行の細目)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。